



# 第1回 軽井沢町宿泊税に関する説明会



令和6年10月16日（水）  
午後6時30分～



## (1) 軽井沢町の情勢について

- ①人口・世帯の変化に伴う財政懸念
- ②収税の推移

- ③歳出の推移
- ④軽井沢町の課題について

## (2) 軽井沢町の観光の現況について

- ①観光客の状況
- ②長野県内における町の宿泊者数の状況

## (3) 新たな財源について

- ①自主財源の種別
- ②法定外税の事例
- ③新税等導入に係る庁内検討の経緯  
軽井沢町宿泊税検討会議について

- ④課税客体等（素案）について
- ⑤税率・税額、免税点、課税免除（素案）について
- ⑥使途（素案）について



- ・本町は長野県の東の玄関口にあたり、明治19年（1886年）にカナダ生まれの英國聖公会宣教師アレキサンダー・クロフト・ショー氏によって、避暑地として内外に紹介されて以来、国際保健休養地としての歴史と文化を育んできた。
- ・年間約770万人の観光客が訪れており、町内には131件ものホテル等と330件超の会社・学校寮が存在しており、観光産業が非常に盛んである。
- ・常住人口は、21,634人（2024.4.1現在：住民基本台帳）であるものの、別荘が16,000戸以上あるため、常時3万人弱が居住しており、春や夏のシーズンには、常住人口の数倍の人口となる。
- ・昭和49年から継続して普通交付税不交付団体であるが、自主財源の半分を占める税収は大幅な増額が見込めない。

## ( 1 ) 軽井沢町の情勢について



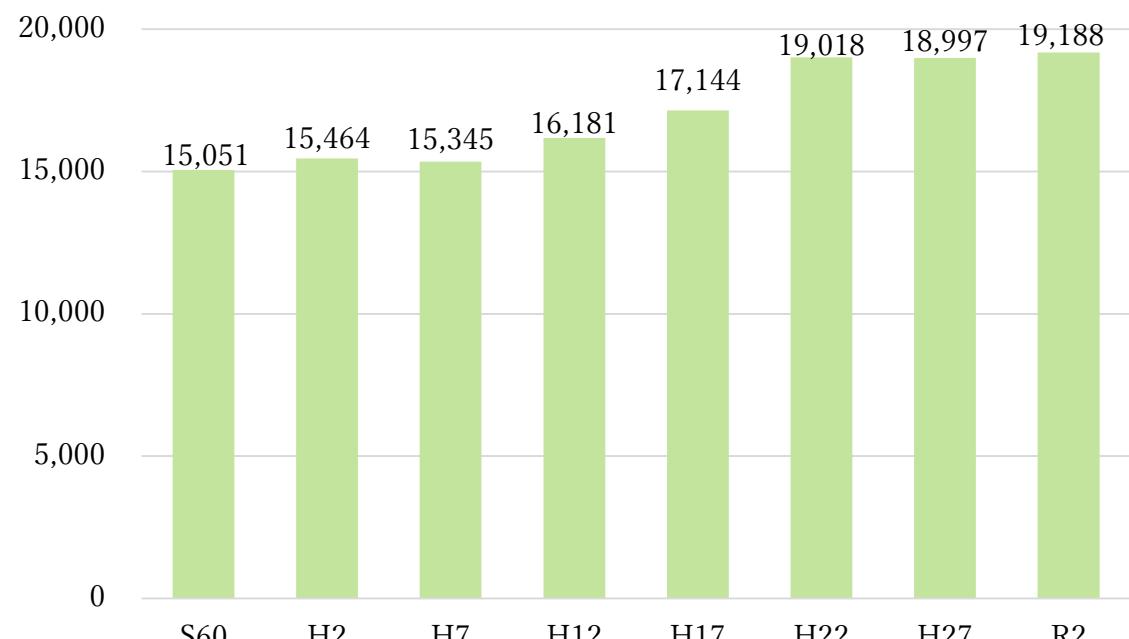


## (1) 軽井沢町の情勢について

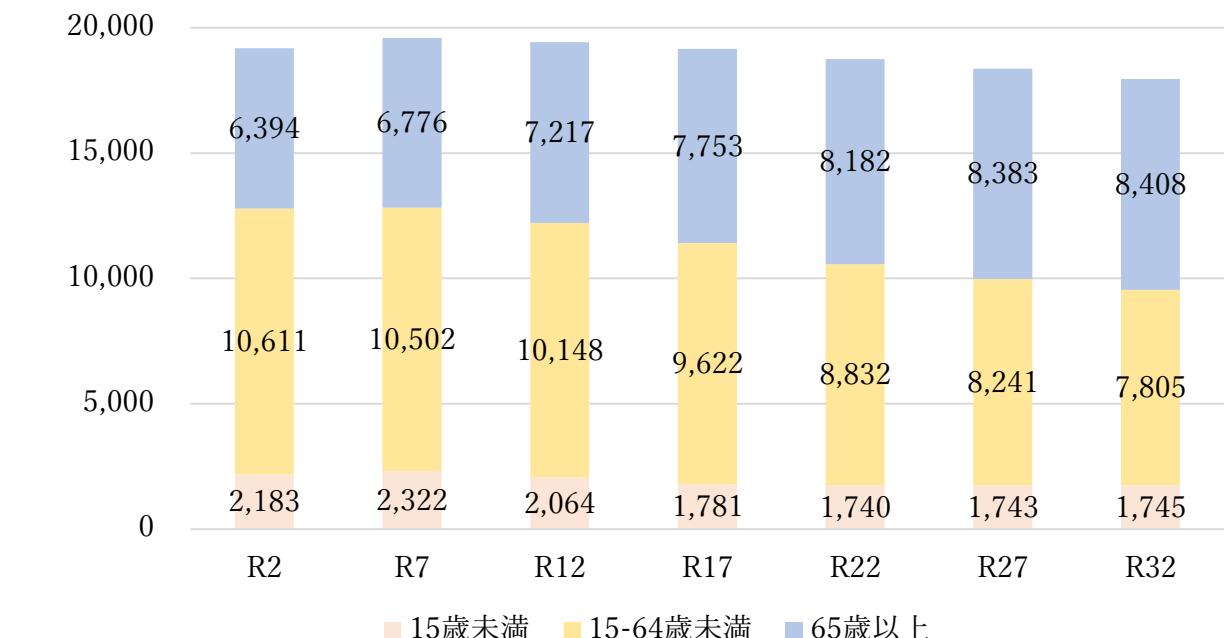
### ①人口・世帯の変化に伴う財政懸念

- 本町の総人口（国勢調査人口）は、平成7年以降は増加しており、平成27年に一旦減少したものの、令和2年には19,188人に増加している。
- しかし、本町も全国と同様に少子高齢化が進行しており、生産年齢人口（15歳から64歳）は、令和7年をピークに緩やかな減少傾向にあり、町税収入においても減収となることが想定される。
- また、75歳以上の人団体を背景に社会保障関連経費が継続的に増加することが想定される。

人口



生産年齢人口推移（人）



(地方版総合戦略の策定等に向けた人口動向分析・将来人口推計の手引き（令和6年6月版）



## (1) 軽井沢町の情勢について

### ②税収の推移

- 本町においては、同規模の他自治体と比べると固定資産税・都市計画税の安定的な税収が多くあるものの、今後の生産年齢人口の減少や景気が悪化することで、町民税が減少することが想定される。



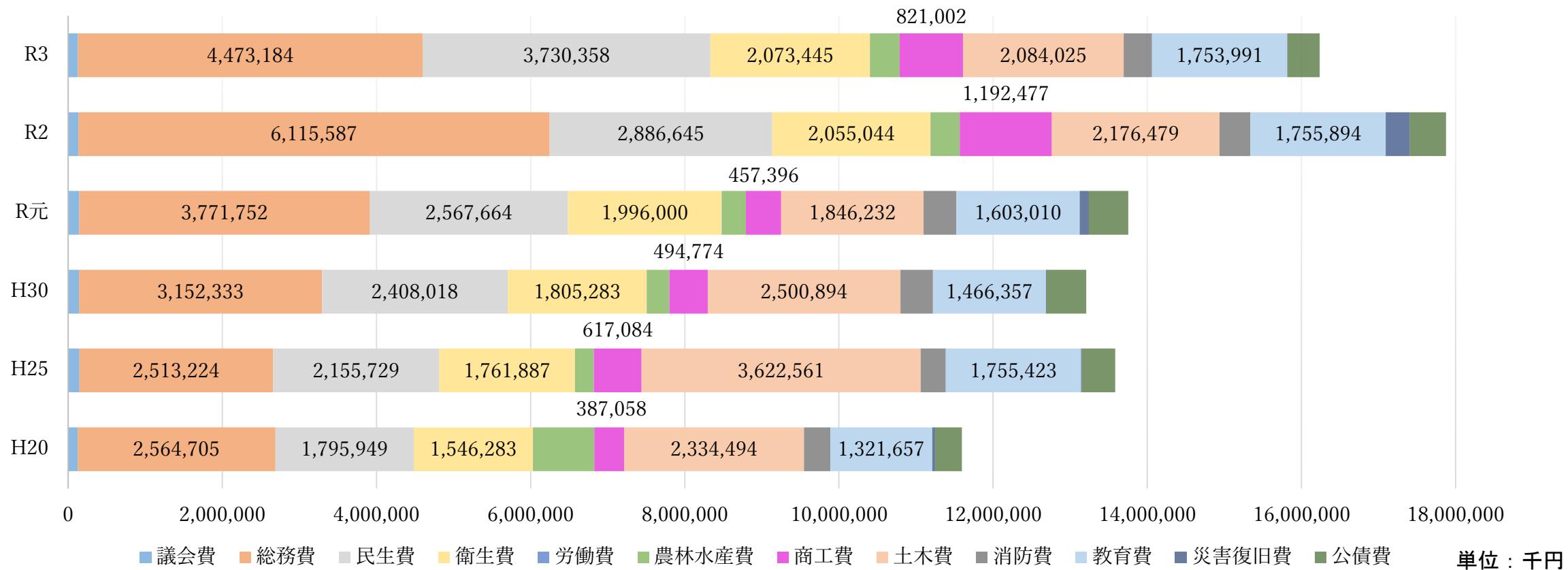
(税務課)



## (1) 軽井沢町の情勢について

### ③歳出の推移

- 本町は、観光都市であるが、現在は民生費や土木費などに財源が充てられている。一方、観光振興のための財源、商工費は全体に占める割合として少ない傾向にある。



(総務課)



## ④軽井沢町の課題について

### ①観光客の受け入れ環境の整備

- ・観光客の増加に伴い、来訪者の受け入れおよび滞在環境の整備が必要。
- ・インフラ整備、インターネット環境の整備、バリアフリー化など。

### ②交通と環境への負荷

- ・観光による人や通行車両の増加に伴う環境への負荷。
- ・季節的なオーバーツーリズムの問題。

### ③国際親善文化観光都市と保健休養地としての魅力向上

- ・「国際親善文化観光都市」および「保健休養地」としての魅力を高める必要がある。
- ・持続可能な発展を目指し、すべての住民にとって住みやすく、すべての来訪者にとって滞在しやすい町にすることが求められる。

### ④安全・安心の町づくり

- ・多くの滞在者に対応するため、災害時のみならず日ごろの安全・安心の町づくりが必要。
- ・観光シーズンの最盛期に合わせたインフラ整備、ごみ処理体制、救急需要などの行政需要に対応する必要がある。

### ⑤財源の制約

- ・上記の課題を解決するためには財源が必要だが、限られた財源の中でどのように対応するかが課題となる。

## (2) 軽井沢町の観光の現況について



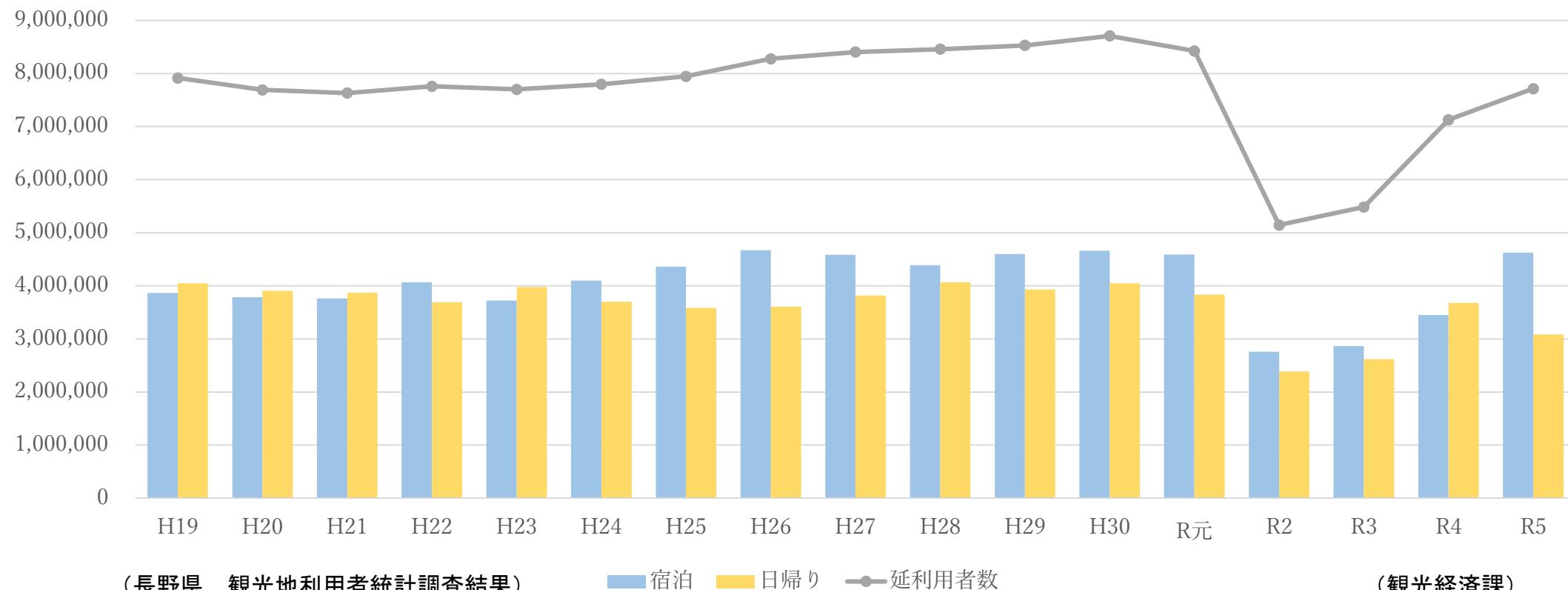


## (2) 軽井沢町の観光の現況について

### ①観光客の状況

- ・観光客数は、平成30年度までは増加傾向にあるが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少。
- ・新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、ウィズコロナの風潮になって以降は、国内外観光客共に回復している。

観光客数の推移（人）

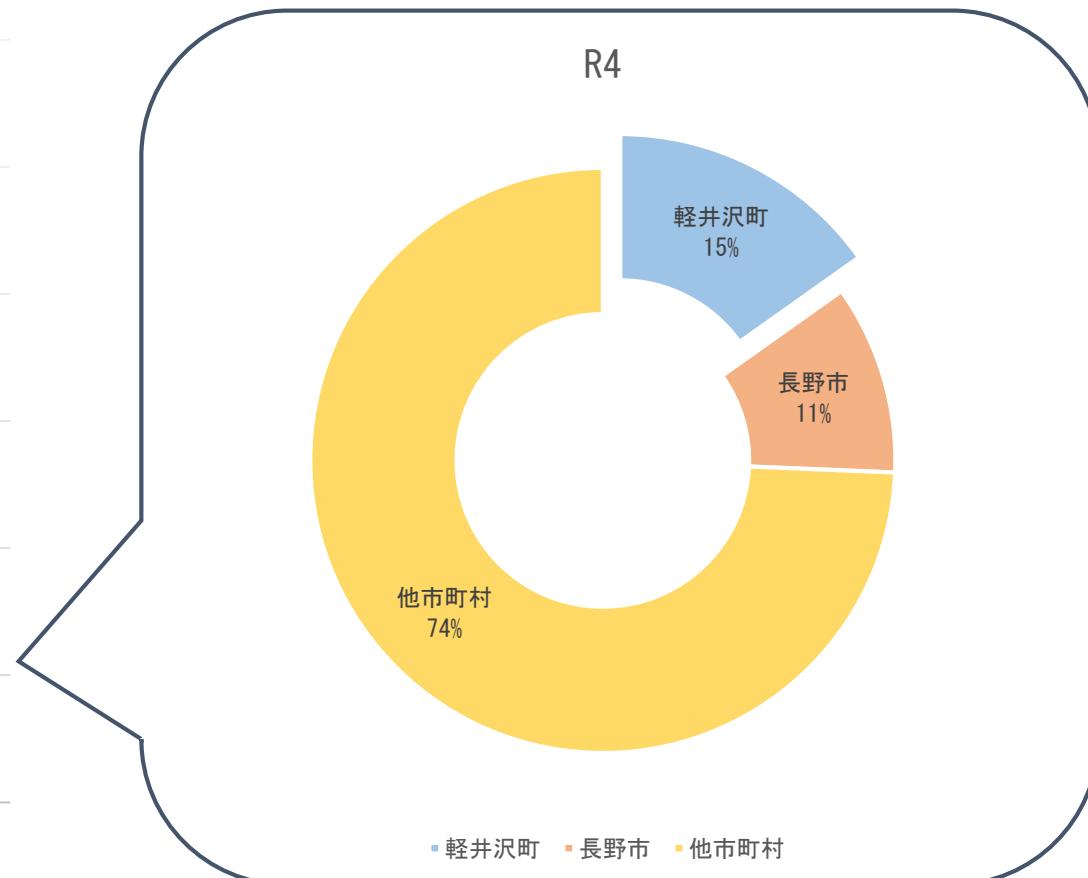
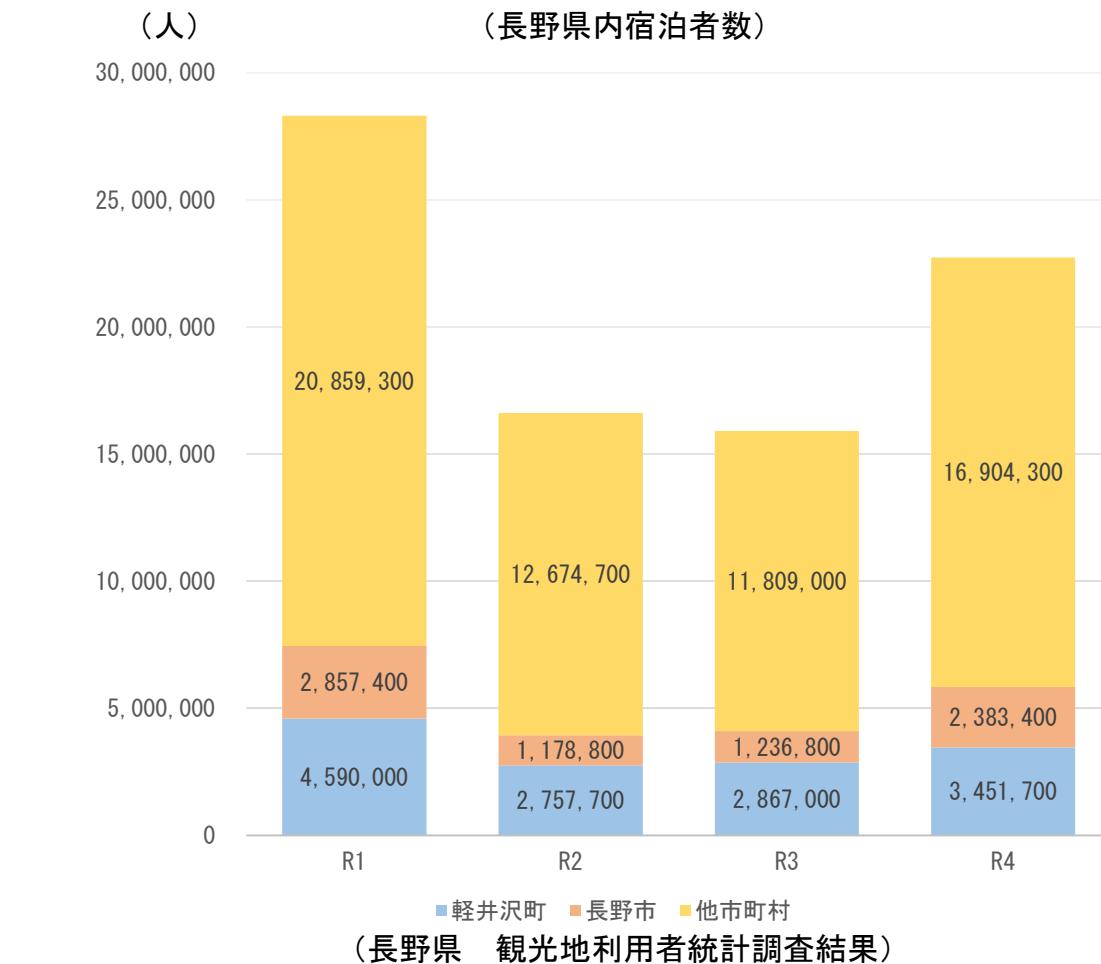




## (2) 軽井沢町の観光の現況について

### ②長野県内における町の宿泊者数の状況

- 軽井沢町の宿泊者数は、長野県内の宿泊者数の約15%を占めている。



### (3) 新たな財源について





### (3) 新たな財源について

#### ①自主財源の種別

種類	概要	安定性 継続性	受益と負担	収入規模
地方税	地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達の目的を持って、その課税権に基づき賦課・徴収するもの。（*条例設置及び総務大臣同意が必要）	安定的 継続的	広範	一定規模確保可能
分担金	地方公共団体が行う特定の事件に必要な費用に充てるため、特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収するもの。（*条例の根拠が必要）	安定的 非継続	限定的	限定的
負担金	①法律に基づき、特別の利益関係等を有する者から、その事業経費を受益等の程度に応じて徴収するもの。（*条例の根拠が必要） ②財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた分担割合に応じて求めるもの。	安定的 非継続	限定的	限定的
使用料	行政財産の目的外使用及び公の施設の使用に対し、その反対給付として徴収するもの。（*条例の根拠が必要）	安定的 継続的	限定的	限定的
手数料	特定の者に提供する役務に対し、その費用を償うため又は報償として徴収するもの。（条例の根拠が必要）	安定的 継続的	限定的	限定的
寄附金	地方公共団体が実施する一定の事業に必要な経費に充てるため、相当の給付を行うことなく、金銭又は財産の給付を受けるもの。	不安定	なし	一定規模確保可能

- ・ 分担金、負担金、使用料、手数料とも受益と負担が限定的になる。
- ・ 寄附金については、安定的財源とは言い難い。
- ・ 地方税（法定外税）が財源確保の手法として適当と考えられる。



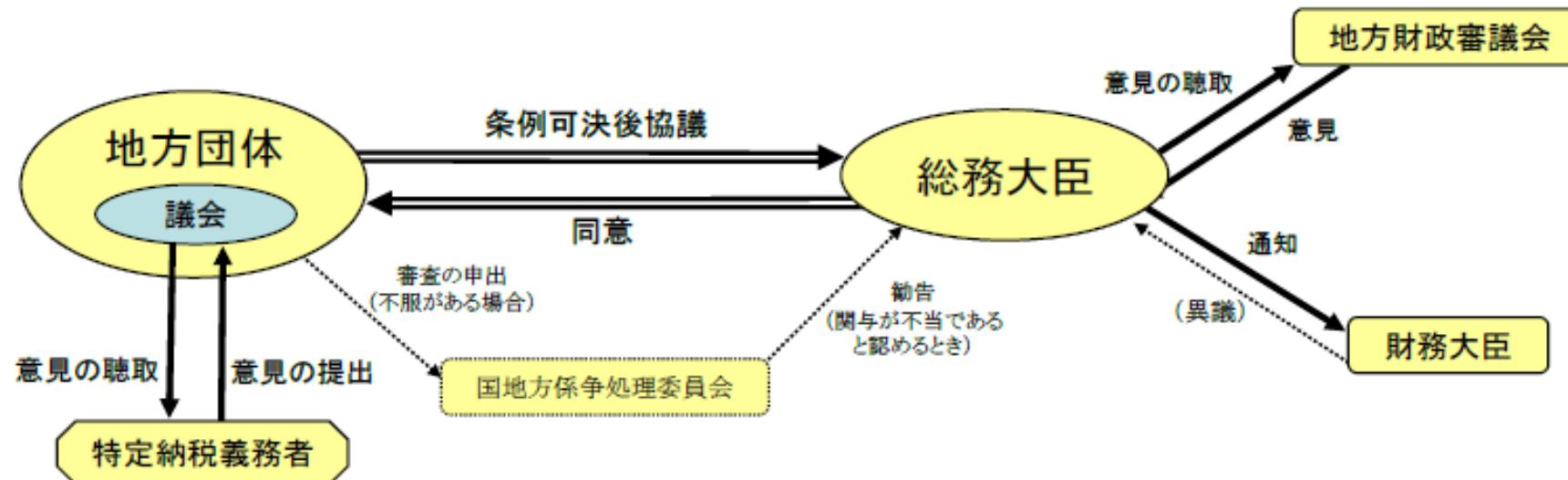
### (3) 新たな財源について

#### 【参考】法定外税とは

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。

平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引き下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となったほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設された。



(総務省HP)



### (3) 新たな財源について ②法定外税の事例

	趣旨	課税客体	税率	実績
歴史と文化の環境税 (福岡県太宰府市)	歴史的文化遺産及び観光資源の保全と整備など	駐車場利用者	50～500円/回	63,281千円 (R4)
空港連絡橋利用税 (大阪府泉佐野市)	空港関連施設整備に係る起債償還など	関空連絡橋利用者	100円/往復	217,585千円 (R2)
遊漁税 (山梨県富士河口湖町)	河口湖の環境整備、環境美化など	遊漁行為を行う者	200円/回	10,324千円 (R5)
宿泊税 (東京都、京都市 福岡市ほか)	観光資源の魅力向上など	宿泊者	100～1,000円/泊	1,914,701千円 (R4) *参考福岡市

- ・来訪者の受入れに伴う滞在環境整備は、来訪者にも一定の負担をお願いする受益者負担、税の公平性の観点から、観光客も相応分のコストを負担することは妥当。
- ・「宿泊」行為への課税について検討することが望ましい。



### (3) 新たな財源について

## ③新税等導入に係る庁内検討の経緯、軽井沢町宿泊税検討会議について

年月	経過	備考
平成28年 10月～ 平成29年	<p>【新税の検討開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進地視察 * 福岡県太宰府市 歴史と文化の環境税 (太宰府天満宮の有料駐車場利用者に課税)</li> </ul>	駐車場については、町民や別荘所有者も利用する場合がある。また、買い物をすると無料の場所もあり導入は難しい。
平成30年 ～ 令和2年	<p>【新税についての職員提案】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①自然環境保護税 * 雨水の浸透を妨げる、一定面積以上の建物や舗装された駐車場等の施設に課税。</li> <li>②公共交通利用優先地区設定による駐車場税 * 軽井沢駅周辺を公共交通機関利用促進地域として駐車する全ての車両から、駐車場利用税を徴収する。</li> </ol> <p>【新税等検討委員会設置】（平成30年10月3日施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎内委員による検討</li> </ul> <p>【新税等検討委員会開催】（平成30年から令和2年まで3回）</p>	<p>①②については、使途が不明確なため導入は難しい。町の現状を考えると、税以外の収入（寄附金・使用料等の見直し）も検討の必要あり。</p> <p>駐車場税、宿泊税を中心検討するが、新型コロナウイルスの影響で観光客が激減し、新税の導入は難しい。</p>
令和5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスが感染症5類に移行し観光客が戻る</li> <li>・全国の自治体で宿泊税導入の検討が活発になる</li> <li>・長野県が宿泊税の導入について検討を始める</li> <li>・町長が令和5年12月議会閉会挨拶で宿泊税導入について表明</li> </ul>	
令和6年	<p>【新税等検討委員会開催】（1月、3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進地視察 * 福岡市、北九州市 宿泊税（県と市で宿泊税を課税）</li> </ul> <p>【意見交換会】（3月、6月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内で独自課税を検討している山ノ内町、白馬村、阿智村と意見交換会を開催。</li> <li>・令和6年4月以降、松本市も加入。進捗状況等を確認。</li> </ul> <p>【新税等検討委員会開催】（7月、9月）</p> <p>【第1回 軽井沢町宿泊税検討会議】（令和6年7月18日）</p> <p>【第2回 軽井沢町宿泊税検討会議】（令和6年9月11日）</p>	<p>町の観光振興施策を促進するために、宿泊税について独自課税を検討。</p> <p>宿泊税検討会議設置（令和6年5月10日施行）</p> <p>宿泊事業者向け宿泊税導入検討に関するアンケート（令和6年8月1日～8月31日）</p> <p>宿泊税の検討に関するアンケート（令和6年10月31日まで）</p>



## (3) 新たな財源について

## 軽井沢町宿泊税の制度概要（素案）

項目	内容	備考
名称	軽井沢町宿泊税（仮称）	納稅者が分かりやすい標記
課税方式	法定外目的税	観光振興を図る施策に要する費用
課税客体	宿泊行為	
納稅義務者	軽井沢町内に所在する以下の宿泊施設に宿泊する者 ・町内に所在する旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・町内に所在する住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	
特別徴収義務者	上記施設の経営者、その他徴収の便宜を有する者	
特別徴収義務者報奨金	検討中	先行自治体を参考に検討
税率	定額制（段階的）で検討中	詳細は未定
免税点・課税免除	検討中	
税収の使途	「国際親善文化観光都市」及び「滞在型保養地」として、自然や文化等、観光資源の魅力を高め、来訪者の受入れ環境の整備等、観光の振興を図る施策に要する費用	
使途の公開	検討中 毎年度ホームページ等で公開、パンフレットの作成・配布	
制度の見直し	未定	先行自治体を参考に検討
施行予定日	未定	県と統一化を図る



(3) 新たな財源について

## ④課税客体等（素案）について

以下の観点から課税客体等を設定

- ・宿泊者は一定程度の行政サービスを享受している
- ・課税の公平性の観点から、課税客体は旅館・ホテル・簡易宿所・民泊（長野県へ登録）を対象とすることが適当である
- ・長野県との統一化を図る

項目	内容（素案）	備考
課税客体	宿泊行為	県との統一化を図る
納税義務者	軽井沢町内に所在する以下の宿泊施設に宿泊する者 ・町内に所在する旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・町内に所在する住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	県との統一化を図る
特別徴収義務者	上記施設の経営者、その他徴収の便宜を有する者	県との統一化を図る
課税見直し期間	未定	先行自治体を参考に検討 (*導入当初3年、以後5年ごと)



### (3) 新たな財源について

## ⑤税率・税額、免税点、課税免除（素案）について

以下の観点から税率等を設定

- ・宿泊者は一定程度の行政サービスを享受している（受益者負担）
- ・税の公平性、応益負担
- ・宿泊事業者の過大な事務負担回避

項目	内容（素案）	考え方	備考
税率・税額	定額制（段階的） * 税額は未定	<ul style="list-style-type: none"><li>・宿泊料金の幅が広い</li><li>・応益負担</li><li>・定率の場合、宿泊事業者の負担が大きい</li></ul>	<p>【先行自治体】</p> <p>東京都、大阪府、京都市 金沢市、福岡市、長崎市 ニセコ町</p>
免税点	一定額以下（低額な宿泊料金）	<ul style="list-style-type: none"><li>・低価格な宿泊施設が一定程度ある</li><li>・寮や保養所が多い</li></ul>	県との調整が必要
課税免除	未定	<ul style="list-style-type: none"><li>・免税点を設けることで修学旅行や教育旅行は対象外となることが想定される</li></ul>	県との調整が必要

#### 【アンケート結果\_税率・税額】

- ・税額区分を設けない方がよい42%
- ・宿泊料金により区分があっても差し支えない25%
- ・定率で計算する方がよい7%

#### 【アンケート結果\_免税点、課税免除】

- ・課税免除を設けた方がよい23%
- ・宿泊料金による課税免除を設けた方がよい14%
- ・修学旅行などのみ課税免除を設けた方がよい21%
- ・課税免除は設けない方がよい17%



### (3) 新たな財源について

#### ⑥使途（素案）について

「国際親善文化観光都市」及び「滞在型保養地」として、自然や文化等、観光資源の魅力を高め、来訪者の受入れ環境の整備等、観光の振興を図る施策に要する費用

施策項目	事業例	アンケート結果
“美しい村” (まちなみ景観)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町道の無電柱化、共同溝の設置</li> <li>・公衆トイレの整備</li> <li>・文化財活用のための整備</li> <li>・豊かな自然と共生するため樹木の適切な管理指導</li> <li>・公共サインの統一化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・25件（回答数の7.4%）</li> <li>・31件（回答数の9.2%）</li> <li>・17件（回答数の5.1%）</li> <li>・26件（回答数の7.7%）</li> <li>・11件（回答数の3.3%）</li> </ul>
“安心と安全” (防災・医療)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽井沢病院の夜間・休日救急外来の充実</li> <li>・災害時の帰宅困難者（主に観光客）への支援</li> <li>・魅力的なサイクリングロードの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・25件（回答数の7.4%）</li> <li>・11件（回答数の3.3%）</li> <li>・24件（回答数の7.1%）</li> </ul>
“快適な旅” (観光振興)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊施設の施設改装（バリアフリー化等）支援</li> <li>・事業者向けキャッシュレス決済・パスポートリーダー導入補助</li> <li>・観光資源（景勝地、登山道、遊歩道、散策路等）の整備強化</li> <li>・デマンド交通の導入</li> <li>・交通対策案内看板設置強化（パーク＆レールライドの推進）</li> <li>・おもてなしイベントやオフシーズンの集客イベントの開催</li> <li>・体験型ツーリズム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・29件（回答数の8.6%）</li> <li>・15件（回答数の4.5%）</li> <li>・37件（回答数の11.0%）</li> <li>・17件（回答数の5.1%）</li> <li>・12件（回答数の3.6%）</li> <li>・16件（回答数の4.8%）</li> <li>・11件（回答数の3.3%）</li> </ul>
徴税経費・広報経費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徴税経費</li> <li>・広報経費</li> <li>・特別徴収事業者に対する報奨金</li> </ul>	その他の回答（回答数の8.6%） 駅前（北口）の整備、送迎場所の確保、 バス待機所、労働者確保事業